別紙様式第７号（第１７条関係）　　（第１面）

年　　月　　日提出

事　業　報　告　書

第　　期（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

法務大臣　殿

認証番号　　第　　号
認証年月日

郵便番号　　－
住　所
電話番号（　　）　　－

氏名又は名称

代表者又は管理人の氏名

事業の状況を次のとおり報告いたします。

目　　次

１　認証紛争解決手続の業務を行う事務所並びに当該業務を行う日及び時間
２　組織の概要を記載した図面
３　認証紛争解決事業者又は役員
４　他の事業の種類及び内容
５　重要な使用人
６　主要議決権所有者
７　意思決定機関の状況
８　認証紛争解決手続の状況
（1）　認証紛争解決手続の実施状況
（2）　申し立てられた苦情の件数
９　その他特記事項

注１．不要な字句は消して使用すること。
　２　用紙の大きさは，日本産業規格Ａ列４番とすること。

1　認証紛争解決手続の業務を行う事務所並びに当該業務を行う日及び時間

名　　称 （設置年月日）	所　　在　　地	業務を行う 日及び時間
（　　年　月　日）	郵便番号　　－ 電話番号（　　）　　－ 電子メールアドレス	
（　　年　月　日）	郵便番号　　－ 電話番号（　　）　　－ 電子メールアドレス	
（　　年　月　日）	郵便番号　　－ 電話番号（　　）　　－ 電子メールアドレス	
（　　年　月　日）	郵便番号　　－ 電話番号（　　）　　－ 電子メールアドレス	
（　　年　月　日）	郵便番号　　－ 電話番号（　　）　　－ 電子メールアドレス	
（　　年　月　日）	郵便番号　　－ 電話番号（　　）　　－ 電子メールアドレス	
計　　事務所		

注．記載しきれないときは，この様式の例により作成した書面に記載し，その書面を第２面の次に添付すること。

２　組織の概要を記載した図面

３　認証紛争解決事業者又は役員

（フリガナ） 氏　　名	本籍（外国人にあっては国籍） 住　　所	備　考
計　　名		

注１．「認証紛争解決事業者又は役員」とは，認証紛争解決事業者（個人に限る。）又は認証紛争解決事業者（個人を除く。）の役員（この「役員」には，法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）をいう。
２．代表権を有する者については，備考欄にその旨を記載すること。
３．記載しきれないときは，この様式の例により作成した書面に記載し，その書面を第４面の次に添付すること。

４　他の事業の種類及び内容

注１．「他の事業」とは，認証紛争解決手続の業務以外の業務を行う事業をいう。
２．「事業の種類」は，日本標準産業分類表細分類により記載すること。
３．記載しきれないときは，この様式の例により作成した書面に記載し，その書面を第５面の次に添付すること。

５　重要な使用人

（フリガナ） 氏　　　　名	職名又は呼称	本籍（外国人にあっては国籍） 住　　　　所
計　　　　名		

注１．「重要な使用人」とは，規則第５条第１０号の重要な使用人をいう。
　２．記載しきれないときは，この様式の例により作成した書面に記載し，その書面を第６面の次に添付すること。

６　主要議決権所有者

（フリガナ） 氏名又は名称	住　　所	所有する議決権の割合	議決権が株式である場合は株式の数
			株
			株
			株
			株
			株
			株
			株
		計	株

注１．認証紛争解決事業者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）である場合に記載すること。
２．「主要議決権所有者」とは，規則第５条第８号の主要議決権所有者をいう。
３．記載しきれないときは，この様式の例により作成した書面に記載し，その書面を第７面の次に添付すること。

７　意思決定機関の状況

注１．認証紛争解決事業者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）である場合に記載すること。
２．株主総会，社員総会等の意思決定機関の会議（認証紛争解決手続の業務に関する事項が取り扱われたものに限る。）について，会議の種類，開催の年月日及び決議した事項その他会議に関する重要な事項を記載すること。
３．記載しきれないときは，この様式の例により作成した書面に記載し，その書面を第８面の次に添付すること。

９　その他特記事項

注１．認証紛争解決手続の業務を行うのに必要な知識及び能力（法第６条柱書）の維持向上のために実施した措置等を記載すること。

２．認証紛争解決事業者，その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては，その代表者又は管理人），規則第５条第１０号の重要な使用人，手続実施者等の関係者が刑罰以上の刑に処せられた場合，逮捕，勾留された場合，刑事事件に関し起訴された場合，重要な不利益処分を受けた場合，認証紛争解決事業者が裁判手続の当事者となった場合等には，その概要も記載すること。

３．記載しきれないときは，この様式の例により作成した書面に記載し，その書面を第１２面の次に添付すること。